

手数料の返戻金に関する事項

求人者に紹介した求職者が求人者に採用され、入社初日から起算して一定期間内に退職した場合（ただし、求人者の責に帰すべき事由による場合を除く）、求人者が当該紹介に対して当社に支払った紹介手数料の一部を以下のとおり求人者に返金します。

1. 1 か月未満で退職した場合は紹介手数料の 8 0 %相当額、
2. 3 か月未満で退職した場合は 5 0 %相当額を返金する。